

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の10及び第6条の11第2項の規定に基づき、初任給の基準の改正に伴う俸給月額の設定の特例等に関する訓令を次のように定める。

平成6年3月24日

防衛庁長官 愛 知 和 男

改正 平成16年10月28日防衛庁訓令第77号  
平成18年 3月31日防衛庁訓令第63号  
平成18年 7月28日防衛庁訓令第83号  
平成19年 1月 5日防衛庁訓令第 1号

初任給の基準の改正に伴う号俸の設定の特例等に関する訓令

(平18庁訓63・名称変更)

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の10に規定する「防衛大臣の定めるこれに準ずる場合」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 令第6条の3第2項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされている事務官等（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条第1項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の初任給の決定基準が改正された場合又は令第6条の3第3項ただし書の規定により防衛大臣が自衛官の初任給の決定基準を新たに定め、若しくは改正した場合で、新たにこれらの基準の適用を受けることとなる事務官等又は自衛官との均衡上現に在職する事務官等又は自衛官の号俸を調整する必要があると認められるとき
- (2) 防衛省職員給与施行規則（昭和44年総理府令第45号）第1条に規定する幹部自衛官の候補者の号俸に関する基準が改正された場合で、新たに当該基準の適用を受けることとなる自衛官との均衡上現に在職する自衛官の号俸を調整する必要があると認められるとき

(平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平19庁訓1・一部改正)

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額の設定の特例等に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第19号）は、廃止する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。